

2025年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 森谷 光夫
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

日頃から住民のいのちとくらしを守り、福祉の向上にご尽力いただきありがとうございます。
愛知自治体キャラバンは、45年を経過しました。この間、子ども医療費無料制度は18歳までの完全無料化が入院100%、外来91%まで到達しました。また、介護保険における「要介護者の障害者控除の認定書発行」の拡大や改善、任意予防接種では、带状疱疹ワクチンの定期接種化、妊産婦健診事業など拡充されています。関係者のみなさまのご理解とご協力に感謝いたします。

国民の生活は窮乏しています。連続する「物価高騰」、米不足と「高値」は国民生活に打撃を与え、さらに、介護・国保・後期高齢者の保険料と介護利用料・医療費自己負担が重くのしかかっています。また、骨太方針2025では、「全世代型社会保障改革」の名の下、11万床の病床削減やOTC類似薬の保険外し等が盛り込まれ、国民負担増がすすめられようとしています。

すでに、病院の7割が赤字、人手不足と重なり「医療崩壊」が懸念されます。訪問介護事業所の経営を圧迫し、廃止・倒産が増加し、利用者が介護サービスを制限されるなど「介護崩壊」も深刻です。また、マイナ保険証一本化にむけた、健康保険証の廃止に伴う医療や介護現場と患者利用者の混乱も深刻です。

つきましては、「いのち・暮らし・社会保障」の拡充を最優先に、制度の改善に向け、以下の陳情項目の実施に、前向きなご回答をお願いいたします。また、訪問の折には、自治体のご意見ご要望について率直な意見交換を期待しております。

【陳情項目】 —★印が懇談の重点項目です—

【1】自治体DX推進は、住民の福祉の増進と人権保障のために行ってください。

①情報システム標準化のもとでも自治体独自の施策を維持・拡充してください。

情報システムの標準化において、標準化の対象外とされている自治体独自の施策については、基本的には存続するものと考え、標準化に伴い廃止を企図するものではありません。

②住民の手続きへのフォローや問合せへの対応、従来の申請書類を残すなど住民それぞれの事情に応じたアクセスの保障など、住民のデジタルデバйд(情報格差)への対策を講じてください。

様々な手続きのオンライン化を進めていく中で、従来から行われている手続きのフォローや問合せ対応、紙の申請書類での受付も行います。

また、国の利用者向けデジタル活用支援推進事業や、県の「高齢者デジタルサポー

ター事業により対応するとともに、現在、市民活動団体により地域交流センターで実施しているスマホ・パソコン初心者相談会を継続していきます。

【2】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障

★(1)介護保険料・利用料など

- ①介護保険の第9期事業計画を見直し、介護保険料を引き下げてください。また、保険料段階を多段階に設定し、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。とりわけ、第1段階・第2段階は免除してください。

介護保険料については、3年ごとに介護サービス給付費の見込額と地域支援事業費の見込額を基に算出しています。高齢者人口の増加に伴う介護サービス利用の増加が見込まれるため保険料は上昇していますが、適切な介護保険事業運営のためご理解をお願いいたします。多段階化や低所得段階の公費軽減割合を最大に設定し、低所得段階の保険料軽減を行っています。

- ②収入減少を理由とした減免制度の要件の、前年所得要件、当年所得減少割合および減免割合を改善してください。

収入減少を理由とした減免制度は、生計維持者の前年中の総所得金額等が300万円以下で、生計維持者の当該年中の総所得金額等の見込額が前年中の総所得金額等と比べ、2分の1以下に減少すると認められる場合に保険料額の100分の50に相当する額を減免しています。

- ③介護保険料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

多段階化により低所得者段階の軽減を図っており、単独減免の設定は考えていません。

- ④介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

令和6年8月よりグループホームにおいて家賃の費用負担が困難な低所得者に対し家賃の一部を補助する制度を開始しました。

- ⑤介護保険施設、介護付き有料老人ホーム、グループホーム等の入所者や短期入所者等の食事、居住費に対する助成制度を実施・拡充してください。

介護保険施設入所に係る食費、居住費の軽減措置については補足給付の制度があり、引き続き広報、ホームページの他、窓口に設置している「シルバーガイドブック」などにより周知に努めます。

なお、グループホーム入所者の家賃補助を令和6年8月より開始しました。今後も対象者への周知に努めます。

(2)介護保険サービス

- ①要支援1・2の訪問介護、デイサービスの総合事業への移行に際して、移行以前に実施されていたサービス(「現行相当サービス」)が必要な人には継続した利用ができるように

してください。また、報酬単価を引き上げてください。

総合事業は、各市町村がその地域に合わせたサービスを実施しています。サービス開始前に利用者の状態をケアマネジメントしていますが、不可逆性の疾患を有する方やサービスの継続利用が必要な方等は現行相当サービスを継続して利用しています。今後とも、必要なサービスを利用できるよう努めていきます。また、報酬単価については、国や県、近隣市町の動向を注視しつつ、市の財政状況等を考慮しつつ判断していきます。

- ②福祉用具貸与の対象品目を縮小しないでください。また、要介護度にかかわらず必要な人が利用できるようにしてください。

福祉用具貸与の対象品目は厚生労働省告示により定められており、現在 13 品目です。福祉用具貸与は、利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその生活環境等をふまえ、ケアプランに基づいて適切に実施しています。

★(3) 訪問介護事業所・特別養護老人ホーム等の基盤整備

- ①介護報酬引き下げ、物価高騰や人員不足により経営難に陥っている訪問介護事業所に対する財政支援で在宅サービスを維持・確保してください。

令和7年4月から5月にかけて、市内の訪問介護事業所に対し、物価高騰対策支援金を1事業所当たり5万円交付しました。この他、事業所に対し、愛知県の物価高騰対策支援制度を周知しました。

- ②特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者の実態を把握し、早急に解消してください。

第8期介護保険事業計画に基づき公募を行い、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)2ユニットと定期巡回・随時対応型訪問介護看護1施設を開設しました。現在、第9期介護保険事業計画に基づき、看護小規模多機能型居宅介護1施設の開設に向けて、引き続き、公募の実施などに取り組みます。

- ③要介護1・2の特別養護老人ホーム入所希望者の実態を把握し、「特例入所」について、広報を積極的に行うとともに、希望にそうようにしてください。

特別養護老人ホームの特例入所は、他サービスでは対応できない等のやむを得ない事由に応じて特例的に認められるものであり、積極的に広報を行う予定はありません。また、同様の理由により、希望者が必ず入所できるものではありません。

★(4) 介護人材確保

- ①介護職員の処遇改善・人材確保のための自治体独自の施策を、利用者負担を増やさない形で実施してください。

介護職員等の処遇改善については、これまで3つの加算がありましたが、昨年の介護報酬改定で介護職員等の確実な待遇改善に向けて制度を簡素化すべく、統合され、新

加算が創設されたことから、事業所に対し周知を行っています。今後も国や県の施策について周知を図っていきます。

- ②一人夜勤を放置せず、必ず複数配置できるよう財政支援を行ってください。

介護職員の勤務条件に関しては、介護保険法や労働基準法その他の関係法令を遵守することとなり、基準を満たしていない場合には所管庁から指導を受けることとなります。

- ③8時間以上の長時間労働を是正してください。

介護職員の勤務条件に関しては、介護保険法や労働基準法その他の関係法令を遵守することとなり、基準を満たしていない場合には所管庁から指導を受けることとなります。

- ④夜勤体制についての実態調査を実施してください。

介護職員の勤務条件に関しては、介護保険法や労働基準法その他の関係法令を遵守することとなります。市におきましても実地指導や運営推進会議の折に状況を確認していきます。

(5) 高齢者福祉施策の充実

- ★①中等度からの加齢性難聴者を対象とする補聴器購入助成制度を実施してください。また、加齢性難聴を早期発見するための無料検診事業を実施してください。

補聴器の購入助成については、身体障害者手帳の交付対象とならない中等度の難聴(両耳の聴力レベルが 30 デシベル以上 70 デシベル未満又は、一側耳の聴力レベルが 70 デシベル以上で他側耳の聴力レベルが 30 デシベル以上 70 デシベル未満)のある 65 歳以上の非課税世帯の高齢者を対象として、購入費用の2分の1に相当する額(上限額3万円)を助成する事業を令和6年 10 月1日から実施しています。

なお、加齢性難聴を早期に発見するための無料検診事業については、実施する予定はありません。

- ②サロン、認知症カフェ、高齢者の居場所づくり(たまり場)事業への助成を拡充してください。また、介護予防にかかる地域支援事業に必要な事業費を確保してください。

サロン活動に対しては、社会福祉協議会からの助成があります。また、認知症カフェも、認知症地域支援推進員等が担い手となり、認知症に関心のある方が集い、互いに認知症の理解を深める場や、高齢者の集いの場として、地域に定着しています。今後とも、高齢者が気軽に集まれる場が増えるよう関係機関と連携していきます。

事業費については、住民が住み慣れた場所で元気に住み続けられるよう保険者機能強化推進交付金及び保険者努力支援交付金を活用していきます。

- ★③買物や通院をはじめ高齢者の外出支援の施策を充実してください。

85 歳以上の高齢者を対象として、年間 48 枚のタクシーチケットを助成しています。また、令和7年度から市の公共交通の一つである「いこまいCAR」との並行登録を可能としています。

(6) 認知症高齢者の福祉施策の充実

★①「認知症基本法」の基本理念にもとづき、地域の実情にそくした「市町村認知症施策推進計画」を作成してください。

令和9年度からの第10期介護保険事業計画と合わせて、江南市の認知症施策推進計画を策定する予定です。団塊の世代が75歳以上となる2025年には、65歳以上の高齢者の5人に1人が認知症になるとの国の推計を踏まえ、地域の多様な主体が連携して認知症の方を含めた高齢者を支え、認知症に対する地域住民の関心と正しい理解を深めていただけるよう取り組んでいきます。

②認知症の人が事故を起こした時に備える「賠償補償制度」を保険料無料で実施し、さらに拡充してください。

認知症の人が事故を起こした場合に備える「賠償保障制度」については、令和4年度から保険料を無料で実施しています。

③認知症を早期に発見して適切な治療につなげるため、名古屋市が実施している「もの忘れ検診」のような無料検診事業を実施してください。

無料検診事業については、近隣市町の動向や利用実績などの情報収集を行い、調査・研究するとともに、加齢性難聴を悪化させる原因とされる、糖尿病、高血圧などの生活習慣病や、睡眠不足、喫煙、過度な飲酒が招くリスクについて啓発し、高齢者の健康づくりや認知症予防に取り組んでいきます。

★(7) 障害者控除の認定

①介護保険のすべての要介護認定者または障害高齢者自立度 A 以上を税法上の障害者控除の対象とし、すべての対象者に「障害者控除対象者認定書」を自動的に個別送付してください。

障害者控除は要介護1以上の方を対象とし、要支援2も条件により対象としています。また障害者控除対象者には、毎年1月末に障害者控除対象者認定書を個別送付しています。

2. 国保の改善

★(1) 保険料(税)の引き下げ

①保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。

平成30年度からの県単位化により、各市町村は、県が算出する納付金を県へ納める必要があること、また、一般会計からの法定外繰入について、愛知県国民健康保険運営方針に基づき、解消・削減を求められていることから、基金等を活用した激変緩和策を十分考慮しながら、保険税収納必要額を満たす保険税率を設定します。

②前年度までに積み立てられた基金や剰余金は保険料(税)の引き下げに使ってください。

平成30年度からの県単位化により、各市町村は、県が算出する納付金を県へ納める必要があること、また、一般会計からの法定外繰入について、愛知県国民健康保険運営

方針に基づき、解消・削減を求められていることから、基金等を活用した激変緩和策を十分考慮しながら、保険税収納必要額を満たす保険税率を設定します。

★(2)保険料(税)の減免制度

①低所得世帯のための保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

厳しい財政状況である中、減免制度の新設や拡充には、新たな財源が必要となること、また、愛知県において、保険料水準の統一についての検討が進められていることから、県内市町村の動向を注視しつつ、今後、慎重に調査・研究していく必要があると考えています。

②18歳までの子どもに均等割保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

平成30年度からの県単位化により保険税の平準化が望ましいとの考え方もあること、また、令和4年度から未就学児の均等割が半額に軽減されていることから、県内市町村や国の動向を注視しつつ、今後、慎重に調査・研究していく必要があると考えています。

③収入減少を理由とした減免制度の前年所得要件を1,000万円以下、当年所得減少割合を10分の8以下および減免割合を改善してください。

既存の減免制度の要件の見直しについては、愛知県において、保険料水準の統一についての検討が進められていることから、県内市町村の動向を注視しつつ、今後、慎重に調査・研究していく必要があると考えています。

★(3)保険料(税)滞納者への対応

①保険料(税)滞納者に対して医療機関の窓口で医療費の10割負担を強いる制裁措置を行わないでください。

特別療養費の支給について、当市における近年の実績はありませんが、短期被保険者証の廃止に伴い保険税滞納者との接触の機会が減少していることから特別療養費の適用も視野に、国や県内市町村の動向を注視しつつ、今後、慎重に調査・研究していく必要があると考えています。

②保険料(税)滞納者の生活実態把握に努め、納付が困難と判断した場合は、滞納処分
の停止、欠損処理などを迅速に実施してください。

納税者と十分に納税相談を行い、国民健康保険税を納付されるよう指導しています。そのうえで財産調査を行い、納付が困難と判断した場合は、地方税法の規定に基づき、滞納処分の停止、欠損処理などを実施しています。

③滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。

差押えを行う際には、地方税法の規定に基づき、差押禁止財産を除き、適正に滞納処分を実施しています。

(4)傷病手当金・出産手当金

①傷病手当金・出産手当金制度を創設してください。

傷病手当・出産手当を創設するには、新たな財源が必要となるため、県内市町村の動向を注視しつつ、今後、慎重に調査・研究していく必要があると考えています。

(5) 一部負担金の減免制度

①一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。

生活保護基準の収入の 1.3 倍以下の世帯を対象としています。

②制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

制度の内容については、広報などで、引き続き周知を図っていきます。

★(6) 資格確認書の発行

①国民の受療権を守り、すべての加入者が安心して医療機関にかかることができるように、資格確認書はマイナ保険証を所持している人も含めた全加入者に自動的に発行してください。

資格確認書については、被保険者が「電子資格確認を受けることができない状況にあるとき」に交付することとされており、後期高齢者のように新たな機器の取扱いに不慣れである等の理由でマイナ保険証への移行に一定の期間を要する蓋然性が高いと言える状況ではないことからすべての被保険者を対象とした交付を行うことは、現時点では考えていません。

3. 生活保護・生活困窮者支援

(1) 生活保護制度

★①物価の高騰、特に米や光熱費など生活必需品の高騰に対応できるよう手当を出すなど支援してください。

生活保護法および厚生労働省社会・援護局により発出された通知等に基づき、適正な制度の実施・運用に努めています。

★②生活保護の申請書は、誰もが見えるところに置き、申請権を侵害しないよう速やかに受理してください。

生活保護法の理念に基づき、申請意思がある方からの申請を適切に受け付け、それぞれの困窮に応じた保護を生活保護法に基づき行っています。

★③「生活保護は権利です」「ためらわずに相談を」という内容を、しおり、ポスター、市の広報やホームページに掲載するなど、生活に困っている住民が生活保護の窓口をためらわずに利用できるよう積極的にPRしてください。

生活保護についてはホームページに掲載し周知を行っています。

生活保護の相談にあたっては、相談者のプライバシーや尊厳の保持のため、相談室を活用し、面接相談を行っており、その事情を客観的な立場において把握し、公平な適

用がなされるよう法の主旨や制度内容をまとめた“生活保護のしおり”を手渡し、十分に説明しています。そのうえで、保護が必要な人については、権利を侵害することなく、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行っています。

- ④住居のない人を他自治体にたらいまわししないでください。住居のない人に対して、居宅保護原則を実現していくために、施設入所ではなく、居宅支援を充実させてください。また、生活保護施設などの「個室化」を実現してください。

生活保護法および厚生労働省社会・援護局により発出された通知等に基づき、適正な制度の実施・運用に努めています。

- ⑤熱中症による健康被害や死亡者がでないよう、すべての生活保護世帯に対して自治体としてエアコン設置・買い換えの費用や冷房費の補助を行ってください。

厚生労働省の通知により、平成 30 年4月以降に生活保護を開始した世帯のうち、エアコンの持ち合わせがなく、熱中症予防が特に必要とされる世帯については購入費用を支給しています。

また、夏期にかかる一時扶助費については、国が総合的に検討・対処するものと考えており、市独自の法外援助費を支給する予定はありません。

- ⑥扶養照会は、厚労省通知の趣旨を踏まえ、扶養照会を拒む申請者の意向を尊重し、扶養が期待できる人に限定してください。

生活保護の相談にあたっては、その事情を客観的な立場において把握し、公平な適用がなされるよう法の主旨や制度内容を十分に説明しています。申請時における扶養義務調査において、要保護者が諸事情により扶養照会を拒んでいる場合には、その理由について特に丁寧に聞き取りを行い、親族が「扶養義務履行が果たせない者」に該当するか否か、または「要保護者の居住地が判明することによる危機回避」という観点から、扶養義務調査については慎重に行っています。

- ⑦車の使用は、個別事情に配慮し、一律的な対応で生活保護が受けられなくならないようにしてください。

自動車保有(使用)の認否については、個々のケースの状況と生活保護の実施要領等に定める自動車保有(使用)の要件を具体的に照らし合わせながら組織的に決定しています。

- ★⑧ケースワーカー、査察指導員は国の最低基準(標準)を守り、不足することのないよう増員してください。

生活保護のケースワーカーについては、社会福祉法第 16 条の規定により、標準数が定められています。当市においても、この規定に基づく被保護世帯数による標準数6人に対し、正規職員を6人配置しています(令和7年8月1日現在)。

査察指導員についても標準数1人に対し、正規職員1人を配置しています。

- ⑨女性のケースワーカーを配置し、比率を増やしてください。

単身の女性への家庭訪問時は、複数名での訪問を実施していますが、女性ケースワーカーの配置については、必要に応じて人事当局へ要求していきます。

- ⑩ケースワーカーや面接相談員は、専門職・有資格の正規職員で配置し、研修を充実し、経験年数の長い職員を育ててください。「ケースワーカーの外部委託化」は行わないでください。

職員の資質向上を図るため、愛知県が実施する生活保護関係の研修をはじめ、国等が実施する実務者研修等に参加し、職員の育成に努めています。ケースワーカーの外部委託について、その予定はありません。

- ⑪就労支援員など専門性のある職は正規職員で配置するようにしてください。

必要に応じて人事当局へ要求していきます。

(2)生活困窮者支援

- ①自立相談支援は直営で行い、福祉、就労、教育、税務、住宅、水道、医療、介護、社会保険など様々な関係機関との連携が速やかにできるようにしてください。特に、生活保護が必要な人については、生活保護が受けられるよう生活保護担当部署と連携してください。

生活困窮者自立相談支援事業は、市社会福祉協議会への委託により実施しており、直営に変更する予定はありません。

また生活保護担当部署をはじめ、関係機関との連携については、対象者の支援計画を検討するため、受託者が中心となり、市、サービス提供事業者等の関係機関の参加者が参加して支援内容を調整する支援調整会議を設置し、支援計画が適切なものであるかを適宜確認しています。

- ②任意事業についてすべての事業を実施してください。また、住民が相談しやすいようしおりを作成し、広報やホームページに掲載などに努めてください。

任意事業のうち就労準備支援事業を、市社会福祉協議会への委託により実施しています。その他の事業については、現在のところ実施する予定はありません。

生活困窮に関する相談窓口については、市及び市社会福祉協議会のホームページや、チラシの設置により、市民周知に努めています。

- ③食料品や光熱費などの高騰が続く中で、自立した生活が送れるように手当を支給するなど生活困窮者に対して支援をしてください。

市独自の施策として、生活困窮者を対象とした手当を支給する予定はありません。

- ④熱中症による健康被害や死亡者がでないよう、低所得世帯に対するエアコン購入助成事業を創設・拡充してください。

低所得者のエアコン購入にあたっては、社会福祉協議会による生活福祉資金の貸付けにより対応しており、エアコン購入費の助成事業を実施する予定はありません。

4. 福祉医療制度

- ★①福祉医療制度(子ども・障害者・ひとり親家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

国の医療制度改革や県制度の動向を注視しながら、福祉医療の存続に努めていきます。

- ★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで窓口無料で実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。

令和4年10月から子ども医療費の助成対象を入院・通院ともに18歳年度末まで拡大しています。

入院時食事療養の標準負担額の助成については、在宅療養との公平性の観点から助成対象とすることは考えていません。

- ★③精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持していない自立支援医療(精神通院医療)の窓口負担を無料にしてください。

自立支援医療対象者に対しましては、自立支援医療にかかる自己負担額を全額助成しています。

- ④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大し、住民税非課税世帯は窓口負担を無料としてください。

後期高齢者福祉医療費給付制度においては、県の補助制度より対象者及び助成内容を拡大し、市独自で自己負担分の助成を行っています。当市としては現行制度の存続を基本に考えていますので、現時点での助成内容を拡大する予定はありませんが、県制度の動向や近隣市町の動向を注視していきます。

- ★⑤妊産婦医療費助成制度を創設・拡充してください。

当市では妊婦健康診査費用や妊産婦歯科健康診査費用について助成をしています。妊産婦医療費助成については、新たな財源が必要となることや制度の効果がどれほど見込めるかも含めて検討する必要があることから、現時点での創設予定はありませんが、県制度の動向や近隣市町の動向を注視していきます。

5. 子どもの権利保障

(1) 子どもの権利を守る施策の推進

- ①教育・学習支援への取り組みを強化し、小学校低学年から通年で実施してください。NP Oやボランティアなどによる児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。

生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもや、ひとり親世帯の子どもに対し、学習支援を中心とした居場所の提供等を支援することについては、関係各課と協議するなかで、より効果的・効率的な実施方法を検討していきます。

また、こども食堂の取組みについては、活動団体に対して愛知県等からの情報提供などを、引き続き行っています。

- ②こども家庭相談体制を整備・拡充してください。「こども家庭センター」を確実に設置し、専任・正規による専門職員の配置をはじめ必要な体制を整えてください。

令和5年4月に窓口の名称を「こども家庭センター」とし、令和6年4月にセンター長及び統括支援員を配置し、専門職員の配置をはじめ必要な体制を整えた「こども家庭センター」として設置しています。

(2) 就学援助制度の拡充

- ①就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。

当市では、平成25年度当初の生活保護基準の1.2倍以下の世帯を対象としています。

- ②クラブ活動費・卒業記念品・オンライン学習通信費など支給内容を拡充してください。

令和6年度より、生徒会費を支給費目に追加しています。

- ③申請の受付は、学校と市町村窓口のどちらでも受け付けてください。年度途中でも申請できることを周知徹底してください。

年度途中でも申請の受付をしていることも含め、就学援助制度について、周知徹底することに努めています。

★(3) 子どもの給食費の無償化

- ①小中学校の給食費を無償にしてください。

学校給食法第11条第2項において、学校給食費は保護者が負担するとの規定があることから、無償化について実施する予定はありませんが、今年度は4月に給食費の無償化、5月からは重点支援交付金を活用し、1食あたり40円の補助を行っています。

- ②就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。

幼児教育・保育の無償化制度において、給食費は保護者からの実費徴収と示されていますので、現時点で給食費の無償化の予定はありません。

★(4) 子どもの権利を保障する保育の質の向上

- ①保育士配置基準について、国の改正基準である3歳児15対1、4・5歳児25対1と、国が新たに加算措置した1歳児5対1を早期に確実に実現してください。すでに実施済みの市町村は、0・2歳児も含め、自治体独自に、公私間の格差なく、さらなる改善を図ってください。

3歳以上児の新たな配置基準については概ね対応できていますが、全園での早期実現に努め、3歳未満児の保育体制の充実も図っていけるよう、人事当局とも協力して、保

育士の人材確保に努めていきます。

- ②公立施設の統廃合や民間移管をしないでください。希望するすべての子どもが施設環境、人員配置等において格差なく保育を受けられるよう認可保育所を整備・拡充してください。育児休業を取得した場合に保育施設を退園（育休退園）にしないでください。

就学前の子どもの受入れについては、公立保育園だけでなく、教育・保育事業への民間事業者の参入を促すことにより、官民双方で補い合う方針としています。また、公立保育園の老朽化や、地域に住んでいる子どもの人数などを踏まえ、公立保育園の更新時期に合わせ、必要に応じて公立保育園の統廃合を行う方針としています。

- ③保育施設等への指導監査について、引き続き実地検査を原則とし、市町村として各施設の保育内容等、安全・安心な保育のための実態把握に努めてください。監査を行う職員は保育士の有資格者など保育業務のわかる人を配置してください。

保育施設等への指導監査については、毎年、愛知県の実地指導調査に随行するなど連携を図り、監査の際には保育士の有資格者が随行し、実地検査において適切な指導をしていきます。

- ④乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施にあたっては、対象施設から営利事業者を除外し、事業を実施する施設には、定期的に訪問して実施状況や内容を確認するとともに、自治体の責任で指導・援助を行ってください。あわせて実施に向けた環境整備及び職員配置のために自治体独自で補助を行ってください。

乳児等通園支援事業については、令和8年度からの実施を予定していますが、実施にあたっては、法令等に基づき、市が実施すべき事項を適正に運用していきます。また、実施に向けた環境整備や職員配置に関する自治体独自の補助については、その必要性や市の財政負担を勘案し判断していきます。

6. 障害者・児施策

- ①自治体独自の障害者への手当を増額してください。独自手当のない自治体は設けてください。

当市では、市独自の手当として、江南市心身障害者扶助料を支給しています。

対象者は65歳未満の方で、国の障害児福祉手当、特別障害者手当、経過的福祉手当または、県の在宅重度障害者手当を受給していない方で、身体、知的、精神の手帳の等級に応じて2,000円から3,000円を支給します。

また、上記に加え、令和4年度から江南市特別障害者手当を創設し、申請日時点で65歳未満の方で、国の障害児福祉手当、特別障害者手当、経過的福祉手当または県の在宅重度障害者手当を受給している方に月額2,000円を支給する制度を設けたところです。

社会保障に関わる経費が増大する中、財源確保が課題となっており、増額については、現在のところ検討していません。

- ★②どんな障害のある人も24時間365日、希望する地域で安心して生活できるよう、グループホームや入所施設等「暮らしの場」を拡充してください。また、グループホーム運営費

や物価高騰対策としての家賃補助増額など自治体独自の上乗せ等をしてください。

グループホーム等の拡充については、令和 6 年度に、市内に新設されたグループホームに、施設整備費補助金を交付しました。

グループホーム等の建設を検討している事業者には、愛知県のグループホーム整備促進支援制度を周知するなど情報提供に努めます。

また、現在のところ、市独自の補助の予定はありませんが、物価高騰対策については、令和 7 年度に国の交付金を財源とした応援金の支給を行いました。

- ③夜間の職員体制を1フロア(ユニット)で常時複数配置できるように補助してください。医療的ケアも十分な体制が確保できるよう、常勤の看護師が配置できる独自の加算などを上乗せしてください。

人員配置基準や報酬単価の設定は国の社会保障政策に関することであり、市独自の補助の予定はありません。

- ④居宅介護等の支給時間は、余暇利用を含め障害者・児が必要とする時間を支給してください。移動支援等の十分な人員を確保できるよう基本報酬を大幅に増額してください。

障害福祉サービスについては、障害者・児のニーズを把握したうえで、個別の状況に合わせて、必要な方に必要な支給量を決定しています。

なお、報酬単価の設定は、国の社会保障政策に関することであり、市独自の補助の予定はありません。

- ⑤障害福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。また、障害福祉サービスの利用料徴収対象の収入要件を本人収入に限ってください。

応能負担を原則とし、現行どおりの取り扱いとします。また、収入要件についても障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 17 条に基づき、現行どおりの取り扱いとします。

- ★⑥40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条の規定に基づき、原則、介護保険法による介護給付を優先しますが、一律に介護保険サービスを優先的に利用するものではなく、個別の状況に応じ判断します。障害福祉サービスを支給することが可能な運用として、在宅の障害者で、適当と認める支給量が介護保険の支給限度基準額の制約から介護保険サービスのみで確保できない場合、障害福祉サービス固有のサービスを利用する場合、要介護認定結果が非該当となった場合などがあります。

- ★⑦家族介護の負担が虐待につながりやすいことから、社会的支援の利用をすすめることを絶えず周知するとともに、自治体職員が自宅訪問し状況確認する等、社会的孤立が起こらない支援体制をとってください。また、障害者福祉施設等での虐待認定したケースを検証し、虐待が起こらない支援策を講じてください。

虐待は障害者の尊厳を傷つける許されない行為であり、障害者の自立や社会参加を

すすめるためにも、虐待の防止が非常に重要です。

養護者や障害者福祉施設、雇用先等、あらゆる場面で虐待が起こらないよう、関係機関等と連携し、障害者の権利及び利益に擁護に努めます。

7. 予防接種

- ★①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)ワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、50歳以上を対象とする带状疱疹ワクチン、妊婦や高齢者を対象としたRSウイルスワクチン、男性を対象としたHPVワクチンの任意予防接種についての助成制度を設けてください。接種に係る自己負担については無料にしてください。また、おたふくかぜワクチンは2回の助成を行ってください。

令和7年4月より、満1歳児の方に対し、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)ワクチン接種に要する費用に対し、一人あたり1回2,000円の助成を行っています。また、おたふくかぜワクチン2回の助成については、国や近隣の動向を注視し検討していきます。

令和3年10月より、中学3年生・高校3年生相当者に対し、インフルエンザワクチン接種に要する費用に対し、一人あたり1回1,000円の助成を行っています。

令和5年7月より、50歳以上の方に対し、带状疱疹ワクチン接種に要する費用に対し、以下の2種類のワクチン接種費用のうちいずれか1つを1回助成

(1)不活化ワクチン2回接種に係る費用(※助成回数は1回のみ) 上限10,000円

(2)生ワクチン1回接種に係る費用 上限3,000円

障害者のインフルエンザワクチン、妊婦や高齢者を対象としたRSウイルスワクチン、男性を対象としたHPVワクチンの任意予防接種については、国や近隣の動向を注視し検討していきます。

- ★②高齢者用肺炎球菌・带状疱疹ワクチンについて、定期接種の自己負担を引き下げてください。また、市町村が実施する定期接種対象者以外への任意予防接種事業を実施・再開・継続してください。また高齢者用肺炎球菌ワクチンの2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の一部負担金は、財政状況が厳しいため現行の2,000円を引き下げることが、困難です。

任意予防接種費用助成については、引き続き実施していく方向で検討していきます。

また、2回目の接種については、過去に全額自己負担で接種された方のうち、1回目の接種から5年以上経過している75歳以上の方が希望された場合には、副反応の状況を説明した上で、任意接種の助成事業の対象としています。

带状疱疹ワクチン(定期接種)の一部負担金は、財政状況が厳しいため現行の生ワクチン2,000円、不活化ワクチン6,500円を引き下げることが、困難です。

任意予防接種費用助成については、引き続き実施しています。

8. 健診・検診

- ★①産婦健診の助成対象回数を2回に拡充してください。

産婦健診を公費助成で2回実施しています。

(令和5年9月1日以降に出産された方より2回に拡充しました。)

★②5歳児を対象とした健診支援事業を実施してください。

令和9年4月を開始目標とし、準備を進めていきます。

医師をはじめとする健診従事者の確保や人材の育成、就学に向けてのフォローアップ体制の構築に取り組みます。

③妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

妊娠時は医療機関で個別健診を実施し、産婦時は保健センターでの4か月児健診時に産婦歯科健診を同時実施しています。妊婦時に1回、産婦時に1回歯科健診を受けられる体制を整備し、ともに公費助成をしています。(保健センターでの産婦健診は令和6年4月より開始。歯科医師会からの要望もあり運用体制を個別方式から集団方式に変更した。)

④保健所や保健センターの歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

歯科衛生士の配置については、母子保健及び健康増進事業に関する歯科事業に従事する非常勤職員を2名配置しています。引き続きこの体制を維持していきたいと考えます。

9. 地域の保健・医療

①地域医療構想に基づいた安易な病床削減は行わず、地域に必要な病床数を確保してください。

尾張北部構想区域地域医療構想推進委員会などにおいて、機会をとらえて、要望していきます。

②自治体独自の医師、看護師等医療従事者の確保対策、医療従事者向けの奨学金制度を実施・拡充してください。

一般社団法人尾北医師会及び愛知県厚生農業協同組合連合会江南厚生病院並びに県保健所などと連携し、有事の際の医師、看護師等医療従事者の確保について状況を踏まえ適切に検討していきます。

③保健所・保健センターの保健師等スタッフを増員してください。

保健センター保健師の確保については、国や県の動向や市の施策などの状況を踏まえ、適切に対応していきます。

【3】国および愛知県に以下の趣旨の意見書を提出してください。

1. 国に対する意見書

①国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。

令和7年6月4日に全国市長会において、国民健康保険制度等の改善強化に関する

提言書を提出しており、引き続き機会をとらえて、要望していきます。

- ②マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を引き上げないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。

江南市議会令和元年6月定例会において、江南市議会議長あてに「公的年金制度の改善を国へ求める請願書」が提出されましたが、採決の結果、不採択とされたところです。これは、国の施策に基づいたものであり、市としても意見書等の提出は困難と考えます。

- ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる利用料の負担増や給付削減はしないでください。

介護保険制度は国の社会保障政策に関わることであり、機会を捉えて要望していきます。

- ④介護労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。

介護労働者の処遇改善については、国より介護職員処遇改善等事業が行われています。機会を捉えて要望していきます。

- ⑤加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る公的支援制度を創設してください。

市独自施策として、難聴高齢者補聴器購入費助成事業を実施していますので、国に対する意見書を提出することはしません。

- ⑥18歳までの医療費無料制度を創設してください。

当市はすでに実施済みですが、機会をとらえて、要望していきます。

- ⑦小中学校の給食費を無償にしてください。

機会をとらえて要望していきます。

- ⑧障害者・児の「暮らしの場」を拡充してください。

どんな障害があっても、障害者・児が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、「暮らしの場」であるグループホームや入所施設・通所施設などの社会資源の整備をはじめ、地域生活の支援を進めます。

- ⑨医療・介護・福祉・保育など公的価格で働くケア労働者の処遇改善を国の責任で確実に実施し、ただちに全産業平均との格差をなくしてください。

【医療・介護】

機会を捉えて要望していきます。

【福祉】

国の社会保障政策に関することであるため、市として要望書の提出については考えて

いませんが、今後の国の動向を注視しながら適切に対応していきます。

【保育】

ケア労働者の処遇改善については、国において対策が検討されているものと考えます。

2. 愛知県に対する意見書

- ①国民健康保険への愛知県独自の支援を行ってください。

県市懇談会等の機会をとらえて、要望していきます。

- ②加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る補助制度を新設してください。

市独自施策として、難聴高齢者補聴器購入費助成事業を実施していますので、県に対する意見書を提出することはありません。

- ③子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで実施してください。

当市はすでに実施済みですが、機会をとらえて、要望していきます。

- ④学校給食無償化のために愛知県独自の補助制度を新設してください。

子育て世代の経済的な負担軽減策として、まずは給食費の一部助成などの補助制度を要望していきます。

- ⑤地域に必要な病床を確保し、感染症病床を増床してください。

尾張北部構想区域地域医療構想推進委員会などにおいて、機会をとらえて、要望していきます。

- ⑥地域医療介護総合確保基金を活用し、医療・介護・福祉など公的価格で働く職員の処遇改善、人材確保をしてください。

機会を捉えて、要望していきます。なお、物価高騰対策については、令和7年度に国の交付金を財源とした応援金の支給を行いました。また、職員の処遇改善については、国の社会保障政策に関することであるため、市として要望書の提出や補助については考えていませんが、今後の国の動向を注視しながら適切に対応していきます。

以上